

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和 7 年 6 月 27 日から 1 月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 27 日

岐阜県知事 江崎 禎英

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ本今店

大垣市本今四丁目 69 番 ほか

2 意見の概要

大垣市長の意見

・出入口付近に対する歩行者の安全配慮について